
モンキードッグ利用のガイドライン



山口県農林水産政策課・農林総合技術センター
平成22年3月

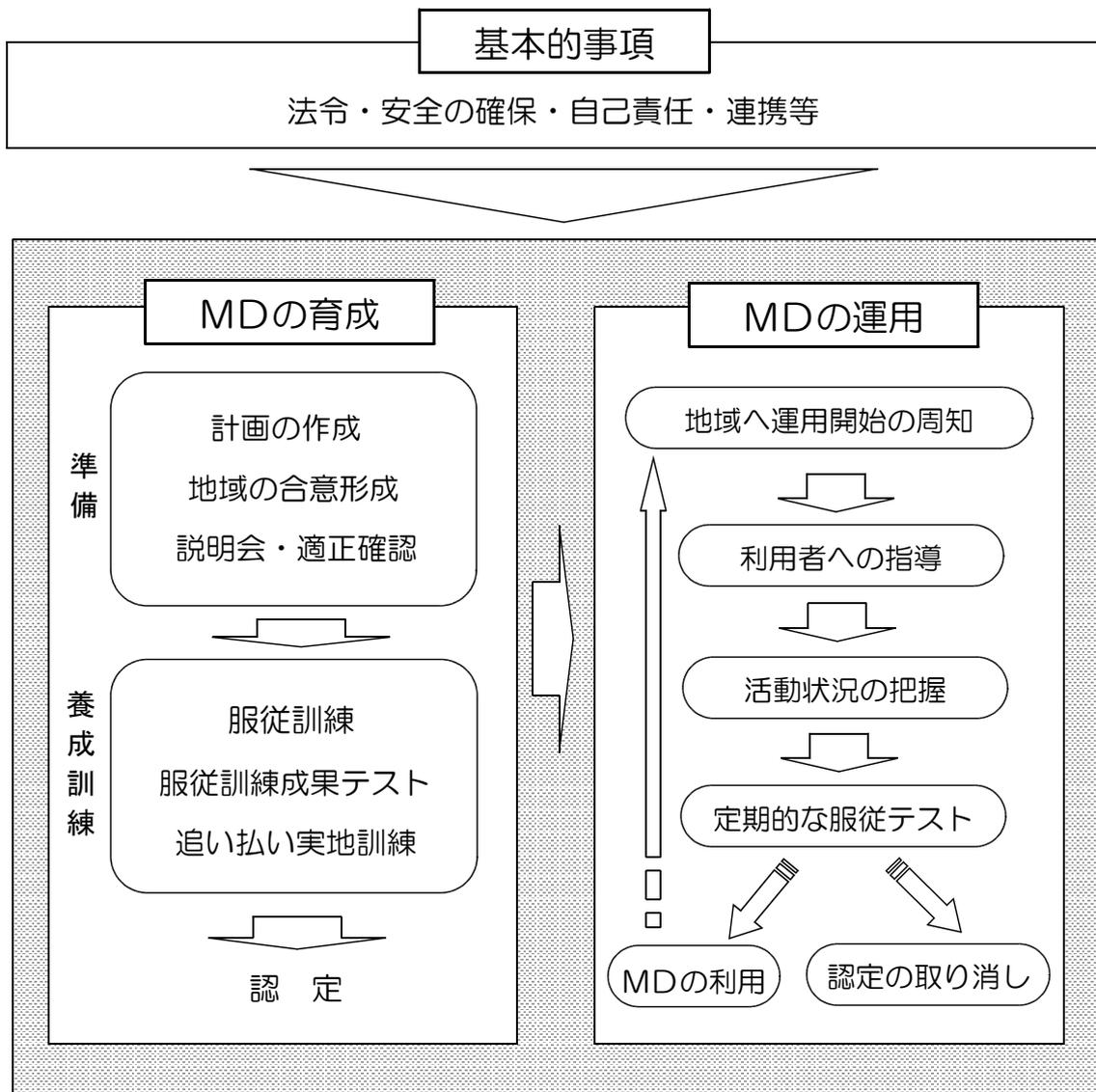
目 次

1	趣 旨	-----	1
2	定 義	-----	2
3	基本事項	-----	3
4	モンキードッグの育成	-----	4
5	モンキードッグの運用	-----	8
6	そ の 他	-----	1 0
○	参考様式	-----	1 1
○	関係主体別にみた必要手続き	-----	2 2

1 趣 旨

このガイドラインは、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律134号）」（以下、「鳥獣被害防止特別措置法」という。）に基づいて市町が作成した被害防止計画に即して、イヌを利用して野生獣類の追い払いを行おうとする山口県内の市町、または市町の鳥獣被害防止対策協議会（以下、「実施主体」という。）が、野生獣類の効果的な追い払いの実施と地域住民に対する安全を確保するため、イヌの適正な育成及び運用に必要となる基準を示したものである。

<参考：ガイドラインの構成イメージ>



※ MD : モンキードッグ

2 定義

このガイドラインで使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) モンキードッグ

農林業被害等を防止するために、サル、シカ、イノシシなどの野生獣類の追い払いを目的として訓練されたイヌで、認定者からモンキードッグとして認定されたイヌのことをいう。

(2) 利用者

野生獣類の追い払いにモンキードッグを利用、または利用を予定しているイヌの飼い主のことをいう。

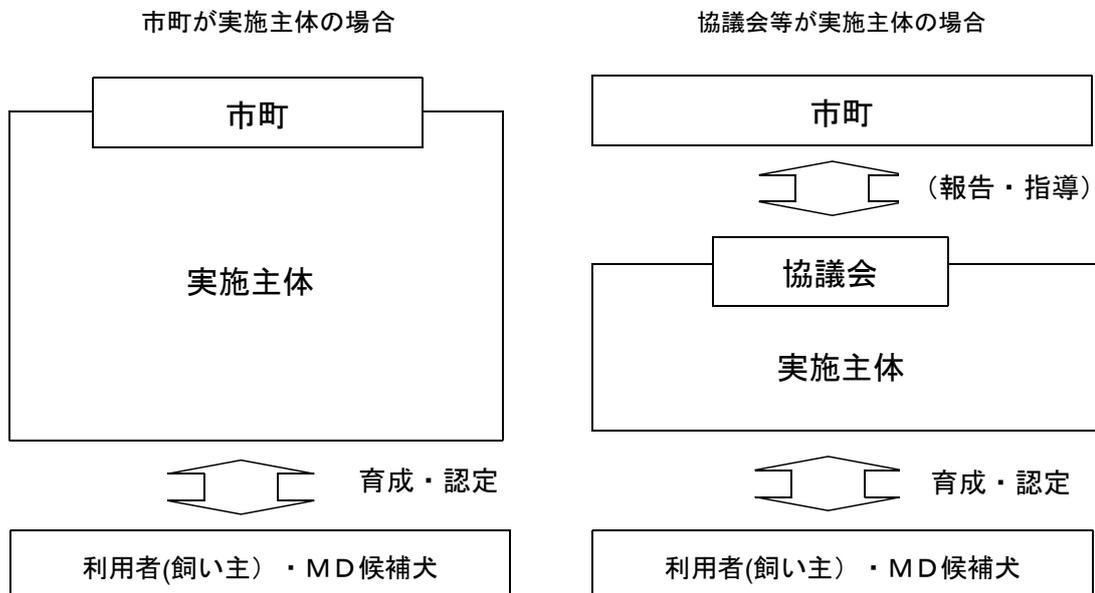
(3) 市町の鳥獣被害防止対策協議会（協議会）

鳥獣被害防止特別措置法第4条第2項(6)の「被害防止施策の実施体制に関する事項」に掲げられた協議会又は協議会の構成員をいう。

(4) 訓練士

モンキードッグの育成に必要なイヌの訓練指導を行うことができる人をいい、警察犬訓練所などで訓練資格を有する人をいう。

○ 実施主体のイメージ



3 基本事項

(1) 実施主体及び利用者の注意事項

モンキードッグを適切に利用するためには、十分な安全の確保に努め、地域住民の理解を得て実施する必要があることから、実施主体は、次の事項について十分に理解した上で実施する。

① 法令の遵守

モンキードッグの育成及び運用については、「狂犬病予防法」（昭和25年8月26日法律第24号）、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年10月1日法律第105号）、「山口県飼犬等取締条例」（昭和47年12月25日山口県条例52号）、その他関連法令を遵守する。

② 安全の確保

モンキードッグは、人の命令に従い人に対して危害を加えないよう、服従訓練を習得したイヌを用い、適正に管理できる体制において運用する。

③ 自己責任の原則

モンキードッグによる野生獣類の追い払いは、被害農家等が自ら飼育するイヌを用いて行う自衛手段であり、利用者の自己責任において行うことを徹底する。

特に、人に対して危害を加えないよう日々の訓練を十分に行うとともに、追い払い活動を実施する際は、周囲の状況を把握し安全の確保に努める。

また、犬に咬みつかせて野生鳥獣を殺傷することは、法律で禁止されているので注意すること。

(2) 市町の関与

① 被害防止計画に基づく実施

このガイドラインで示すモンキードッグの育成及び運用は、市町が作成した被害防止計画に基づく取組みとしていることから、市町は実施主体の支援を行うとともに、モンキードッグの認定状況や活動状況等について把握する。

② 支援体制の整備

モンキードッグの育成及び運用が安全かつ効果的に行えるよう、実施主体を指導する担当部局を定めるとともに、市町内の関係部局や県、関係団体との連携を図る。

(3) 県の関与

県は、市町や実施主体に対し、技術的な指導等を行い、安全で効果的なモンキードッグの育成・運用が行われるよう支援する。

4 モンキードッグの育成

実施主体は、市町や県から適切な助言・指導等を受けながら利用者と連携して次の手順により、モンキードッグの育成を行う。

(1) 準備

① 計画の作成

モンキードッグの導入にあたっては、市町や山口県鳥獣被害相談センターにあらかじめ相談してから計画を作成する。

② 地域の合意形成

追い払い活動を行う集落において、あらかじめ当該集落住民と話し合いを行い、モンキードッグの導入及び利用について合意を得る。

③ 養成訓練参加の説明会とイヌの適正確認

モンキードッグの利用を希望する飼い主を対象とした説明会を開催するとともに、訓練士によるイヌの適正確認を行った上で飼い主から訓練参加の意向を確認する。(参考様式1:「モンキードッグ養成訓練申込書」)

(2) 養成訓練

① 服従訓練

追い払い活動を安全に行うため、訓練士の指導を受けて服従訓練を実施する。

なお、訓練の開始及び認定後の運用に当たっては、市町内の関係部局へ報告するとともに、広報等を通じて地域住民への周知に努める。



服従訓練の状況(講習会方式)

◆ 訓練項目

服従訓練は次の3項目とし、モンキー犬候補犬に習得させる。

- (ア) 人に危害を加えない。
- (イ) 人の命令に従う。
- (ウ) 追い払った後は戻ってくる。

◆ 訓練方式

服従訓練は、専門技術を有したイヌの訓練士による訓練及び飼い主が毎日行う自主訓練があるので、最も適した方式を検討し決めておく。

方式	服従訓令	
	訓練士	飼い主（自主訓練）
預け入れ方式	訓練所などに候補犬を預け、訓練士による服従訓練を3～4ヶ月間程度実施する。	飼い主は定期的に訓練所に行き、候補犬の訓練を行う。
講習会方式	訓練士が現地に出張して行う訓練で、4ヶ月間、毎週1回の割合で候補犬に服従訓練を行うとともに、飼い主へ自主訓練の方法を習得させる。	飼い主が左記で習得した自主訓練方法により、自宅において候補犬の訓練を行う。
預け入れ・講習会複合方式	訓練所などに候補犬を1ヶ月程度預け、訓練士による服従訓練を行う。その後、訓練士が3ヶ月間毎週1回の出張訓練を行い、飼い主に訓練の方法を習得させる。	飼い主が左記で習得した自主訓練方法により、自宅において候補犬の訓練を行う。

※ 既に同等の方式により服従訓練習得済みのイヌについては、この限りでない。

② 服従訓練成果測定テスト

実施主体は、服従訓練を終了した候補犬に対して「追い払い犬服従訓練成果測定テストマニュアル」（兵庫県森林動物研究センター、Version1.1.0（2008-6-10））に基づいて成果測定テストを行う。

なお、テストの評定は、原則として3名で行うこと。

また、評定は、山口県鳥獣被害相談センターの職員も対応できるので、希望があれば、あらかじめ相談すること。



服従訓練成果測定テストの状況

③ 追い払い実地訓練

服従訓練成果測定テストに合格した候補犬については、追い払い訓練を行い、次の項目を習得させる。

- (ア) 発声（ほえろ）
- (イ) 方向変換（みろ）
- (ウ) 前進（まえへ）
- (エ) 呼び戻し（招呼）

(3) モンキードッグの認定

服従訓練及び追い払い実地訓練の項目をすべて習得したモンキードッグ候補犬について、野生獣類の追い払いを効果的かつ安全に行うことができると判断された場合においてモンキードッグとして認定する。

なお、認定に当たっては、飼い主の意向を確認（参考様式2：「モンキードッグ認定申込書」）した後に、遵守事項を付して認定（参考様式3：「モンキードッグ認定書」）する。

○ モンキードッグ利用者の遵守事項の例

1 イヌの利用方法

- (1) 野生獣類の追い払いに用いるイヌは〇〇協議会長（または〇〇市町長）（実施主体）から認定を受けた個体に限定すること。
- (2) イヌの繋留を解く場所は、〇〇市町内（〇〇地区）に限定すること。
- (3) イヌの繋留を解くことは、野生獣類による農林被害防除を目的として直接野生獣類を追わせる場合に限定し、使用時以外の放し飼いは「山口県飼犬等取締条例」違反であるため留意すること。
- (4) イヌの繋留を解く際には、周囲に注意し、子供や高齢者が近くにいる場合には、繋留の解除を知らせるか、イヌの利用を控えること。
- (5) 飼い主は、万が一の事故発生に備え、所定の保険に加入すること。
- (6) イヌにはモンキードッグであることを示す印を着用させること。
- (7) イヌを解放した際には、回収するまで作業を中断しないこと。

2 日常のイヌの管理

- (1) 狂犬病予防法に規定するイヌの登録及び鑑札の装着を行う等関係法令を遵守すること。
- (2) 定期的に寄生虫の駆除薬を投与し、感染症の予防ワクチンを接種させ防疫に努めること。
- (3) 基本的な服従訓練を継続すること。
- (4) イヌの福祉的な管理に努めること。

3 報告の義務

次の項目については、必ず服従訓練を実施した〇〇協議会（または〇〇市町）（実施主体）へ報告すること。

- (1) 認定されたイヌを用いて野生獣類による農林被害防除に用いることを開始又は継続、中止する場合。
- (2) 野生獣類の被害防除時に事故が生じた場合。（事故の大小に関わらない。）
- (3) 追い払いの活動記録などの提出を求められた場合。

4 事故に対する責任

- (1) 野生獣類の追い払い時に生じた事故は、すべて飼い主個人の責任において対応すること。

※ 認定者は、当ガイドラインを参考にして必要に応じて条件を追加すること。

5 モンキードッグの運用

実施主体は、次の事項に留意してモンキードッグの運用を行う。

(1) 地域への周知

実施主体は、利用者がモンキードッグの運用を開始又は継続するにあたり、あらかじめ利用開始時期等について提出させ（参考様式4：「モンキードッグ利用開始(継続)届」）、市町の関係部局へ報告（参考様式5：「モンキードッグ利用開始(継続)報告」）するとともに、集会所への掲示や地域の広報誌等を活用して地域住民に周知する。



地元説明会



成果発表会

(2) 利用者への指導

実施主体は、モンキードッグが安全かつ効果的に運用されるよう、利用者に次の事項について指導する。

① 法令の遵守

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「山口県飼犬等取締条例」その他関連法令の遵守について説明を行い、法令に基づいた適切な運用が確保されるよう努めること。

② モンキードッグの飼育管理

福祉的な飼育管理に努めること。

③ 自主訓練の継続と服従訓練成果測定テストの受講

安全の確保と高い追い払い効果を持続するために、自宅等において自主訓練を継続して行うこと。

特に、追い払い活動を1年以上継続して実施しようとする利用者には、実施主体が行う服従訓練成果測定テストに必ず参加させること。

④ モンキードッグ認定事項の遵守

認定に際して付した条件を遵守するとともに、安全を確保し効果的かつ適正にモンキードッグを活用すること。

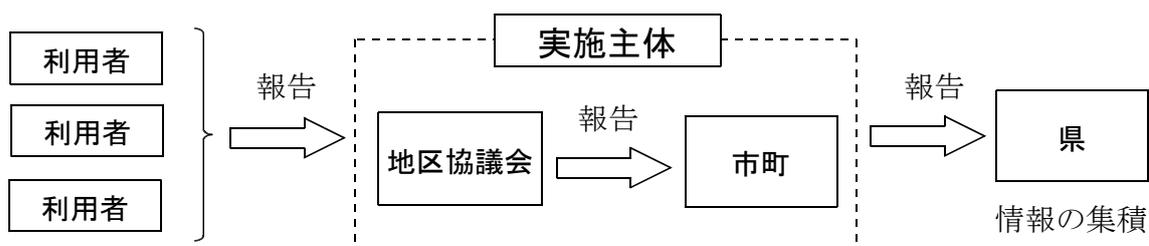
⑤ 事故発生時の対応

万が一、モンキードッグが人の生命もしくは身体に害を加えたときは、「山口県飼犬等取締条例」第7条に基づき、直ちにその旨を県へ報告すること。

(3) 活動状況の把握

実施主体は、モンキードッグの活動状況を把握するため、利用者から年1回以上、利用状況について報告を受け（参考様式6：「モンキードッグ利用報告書」）、地区協議会においては、取りまとめた結果を市町へ報告する。

市町は、モンキードッグの認定及び取り消しの状況を山口県に報告する（参考様式7：「モンキードッグ認定状況報告書」）。



(4) 定期的な服従テストの実施

実施主体は、継続して追い払い活動を行おうとするモンキードッグの服従訓練習得状況を確認するため、原則して1年に1度「服従訓練成果測定テスト」を行い、合格した者に対して合格証（参考様式8：「服従訓練成果測定テスト合格証」）を発行する。

なお、利用者が継続して追い払い活動を行おうとする場合は、継続の届出に合格証の写しを添付する。

(5) 認定の取り消し

モンキードッグが、次の理由等により追い払い活動が困難になった場合又は、困難と判断される場合は、利用者と実施主体は協議を行い、利用者は、実施主体へ利用中止の申し出（参考様式9：「モンキードッグ利用中止届」）を行う。

また、実施主体は、認定の取り消しを利用者へ通知（参考様式10：「モンキードッグ認定取消通知」）する。

なお、利用者との協議又は利用者からの届け出が困難な場合にあっては、実施主体が、認定の取り消しを決定し利用者へ通知する。

○ 認定取り消しの理由

- ① モンキードッグが、けがや高齢などにより追い払いを行う能力がなくなったと認められる場合。
- ② 定期的な服従テストに合格しなかった場合。（訓練により習得度が改善された場合は再度認定できるものとする。）
- ③ 人に対して危害等を加えた場合又は、加える恐れがあると判断された場合
- ④ 上記以外の理由で認定を取り消すことが必要と判断された場合

6 その他

市町又は協議会自らが、その飼育するイヌを用いてモンキードッグの育成及び運用に取り組む場合は、飼育管理担当者を決めた上で、本ガイドラインに準じて行うものとする。

参 考 様 式 一 覧

- モンキードッグ養成訓練申込書 (参考様式1)
- モンキードッグ認定申込書 (参考様式2)
- モンキードッグ認定書 (参考様式3)
- モンキードッグ利用開始(継続)届 (参考様式4・5)
- モンキードッグ利用報告書 (参考様式6)
- モンキードッグ認定状況報告書 (参考様式7)
- モンキードッグ服従訓練成果測定テスト合格証 (参考様式8)
- モンキードッグ利用中止届 (参考様式9)
- モンキードッグ認定取消通知 (参考様式10)

(参考様式1)

モンキードッグ養成訓練申込書

平成 年 月 日

(実施主体)

〇〇市町長または協議会長 殿

(訓練申込者)

住所

氏名

印

モンキードッグ養成訓練に参加しますので、下記のとおり申請します。

記

飼い主の氏名		年 齢	才	性 別	男性・女性
住 所		電話番号	(日中に連絡が可能な電話番号)		
主に訓練に参加 される方の名前		利用予定 場 所 (地区名等)			
訓練に参加する イヌの名前		年 齢 (生後)	年 ヶ月	性 別	オス・メス
犬 種		鑑札番号			
去勢・避妊の有無	している・していない	狂犬病予防 注射番号			
人を噛んでケガを させたことが	ある・ない (じゃれて人の手をくわえる行動は「噛んだことがある」に含めない)				
備 考					

(参考様式2)

モンキードッグ認定申込書

平成 年 月 日

(実施主体)

〇〇市町長または協議会長 様

(訓練申込者)

住所

氏名

印

平成 年度モンキードッグ養成訓練を修了したので、モンキードッグとして野生
獣類の追い払い活動を行うために、下記によりモンキードッグ認定申込書を提出しま
す。

記

利用開始 予 定 日	平成 年 月 日				
利用場所 (地区名等)					
イヌの名前		年 齢 (生後)	年 ヶ月	性 別	オス・メス
犬 種		鑑札番号			
養成訓練の 訓練期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
備 考	モンキードッグによる野生獣類の追い払いを実施するに当たっては、 〇〇市町長(〇〇協議会長)の指示事項を遵守します。				

(参考様式3)

モンキードッグ認定書

平成 年 月 日

(利用者)

〇〇〇〇 様

(実施主体)

〇〇市町長もしくは協議会長 印

平成 年 月 日付けで認定の申し込みのありましたこのことについて、
下記のとおり認定します。

なお、裏面の事項について遵守することを条件とします。

記

モンキードッグ 登録番号	第 号	犬 種			
モンキードッグ の 名 前		年 齢 (生後)	年 ヶ月	性 別	オス・メス
利 用 者 の 氏 名					
利 用 者 の 住 所					
備 考					

遵 守 事 項

1 イヌの利用方法

- (1) 野生獣類の追い払いに用いるイヌは〇〇協議会長（〇〇市町長）（実施主体）から認定を受けた個体に限定すること。
- (2) イヌの繫留を解く場所は、〇〇市町内（〇〇地区）に限定すること。
- (3) イヌの繫留を解くことは、野生獣類による農林被害防除を目的として直接野生獣類を追わせる場合に限定し、使用時以外の放し飼いは「山口県飼犬等取締条例」違反であるため留意すること。
- (4) イヌの繫留を解く際には、周囲に注意し、子供や高齢者が近くにいる場合には、繫留の解除を知らせるか、イヌの利用を控えること。
- (5) 飼い主は、万が一の事故発生に備え、所定の保険に加入すること。
- (6) イヌにはモンキーダッグであることを示す印を着用させること。
- (7) イヌを解放した際には、回収するまで作業を中断しないこと。

2 日常のイヌの管理

- (1) 狂犬病予防法に規定するイヌの登録及び鑑札の装着を行う等関係法令を遵守すること。
- (2) 定期的に寄生虫の駆除薬を投与し、感染症の予防ワクチンを接種させ防疫に努めること。
- (3) 基本的な服従訓練を継続すること。
- (4) イヌの福祉的な管理に努めること。

3 報告の義務

次の項目については、必ず服従訓練を実施した〇〇協議会（〇〇市町）へ報告すること。

- (1) 認定されたイヌを用いて野生獣類による農林被害防除に用いることを開始又は継続、中止する場合。
- (2) 野生獣類の追い払い活動時に事故が生じた場合。（事故の大小に関わらない。）
- (3) 追い払いの活動記録などの提出を求められた場合。

4 事故に対する責任

- (1) 野生獣類の追い払い時に生じた事故は、すべて飼い主個人の責任において対応すること。

（認定者は、必要に応じて遵守事項を追加すること。）

(参考様式4)

モンキードッグ利用開始(継続)届

平成 年 月 日

(実施主体)

〇〇市町長または協議会長 殿

(利用者)

住所

氏名

印

認定時に付された遵守事項3の(1)に基づき、下記のとおりモンキードッグによる追い払いを開始(継続)しますので、その旨を届出します。

記

利用開始 (継続開始) 年 月 日	平成 年 月 日		
利用場所 (地区名等)			
モンキードッグ の 名 前		モンキードッグ* 登 録 番 号	第 号
鑑 札 番 号		狂 犬 病 予 防 注 射 番 号	
備 考			

※ モンキードッグの写真(1枚)を添付すること。

※ 継続して実施することを申請する場合は、定期的に行われる服従訓練成果測定テストに合格していることを証する合格証の写し等を添付すること。

(参考様式5)

モンキードッグ利用開始(継続)届

平成 年 月 日

〇〇市町長 様

(実施主体)

住所

氏名 〇〇協議会長

印

別紙のとおりモンキードッグによる追い払いを開始(継続)しますので、その旨を届出します。

※ 参考様式4の記書きをまとめたもの及び、認定証(継続の場合は服従訓練成果測定テスト合格証)の写しを添付すること。

なお、認定者が市町の場合は、本様式は必要ない。

(参考様式6)

モンキードッグ利用報告書

平成 年 月 日

(実施主体)

〇〇市町長または協議会長 様

(利用者)

住所

氏名

印

平成 年度におけるモンキードッグの追い払い活動について下記のとおり報告します。

記

報告対象 年 度	平成 年度		
利用場所 (地区名等)			
モンキードッグ の 名 前	モンキードッグ 登 録 番 号	第 号	
追い払い の 状 況			
鳥獣被害 の 状 況			
備 考			

(参考様式7)

第 号
平成 年 月 日

モンキードッグ認定状況報告書

山口県農林水産部長 様

〇〇市町長 印

モンキードッグの認定状況について下記のとおり報告します。

記

1 新たに認定したイヌ

MD番号	認定年月日	飼い主氏名	飼い主住所	イヌの名前	犬種	年齢	備考

2 認定を取り消したイヌ

MD番号	取消年月日	飼い主氏名	飼い主住所	イヌの名前	犬種	年齢	備考

* 備考欄には取り消した理由を記載する。

3 現在認定されているイヌ

MD番号	認定年月日	飼い主氏名	飼い主住所	イヌの名前	犬種	年齢	備考

※ MDとは、モンキードッグのこと。

(参考様式8)

モンキードッグ服従訓練成果測定テスト合格証

平成 年 月 日

(利用者)

〇〇〇〇 様

(実施主体)

〇〇市町長もしくは協議会長 印

平成 年度に実施した下記のモンキードッグ服従訓練成果測定テストに合格したことを証します。

記

服従訓練成果 測定テスト実施 年 月 日	平成 年 月 日		
モンキードッグ の 名 前		モンキードッグ 登 録 番 号	第 号
利用者の氏名			
利用者の住所			
備 考			

(参考様式9)

モンキードッグ利用中止届

平成 年 月 日

(実施主体)

市町長または〇〇協議会長 様

(利用者)

住所

氏名

印

モンキードッグの利用を中止しますので、下記のとおり届出します。

記

利用中止 年月日	平成 年 月 日		
利用中止 場所 (地区名等)			
モンキードッグ の名前		モンキードッグ 登録番号	第 号
利用中止 の理由			
備考			

(参考様式10)

モンキードッグ認定取消通知

平成 年 月 日

(利用者)

氏 名 様

(実施主体)

市町長または〇〇協議会長 印

(利用者からの申し出による場合)

平成 年 月 日付けで届け出がありましたので、下記のとおりモンキードッグの認定を取り消します。

(認定者の判断による場合)

平成 年 月 日付けで認定したモンキードッグについて下記のとおり認定を取り消します。

記

利用中止 年月日	平成 年 月 日		
利用中止 場所 (地区名等)			
モンキードッグ の 名 前		モンキードッグ 登 録 番 号	第 号
利用中止 の 理 由			
備 考			

〈参考〉 関係主体別にみた必要手続き

○利用者

- ・ モンキードッグ養成訓練地元説明会への参加
- ・ モンキードッグ候補犬の適性確認
- ・ モンキードッグ養成訓練申込書の提出
- ・ モンキードッグ認定申込書の提出
- ・ モンキードッグ利用開始(継続)届の提出
- ・ モンキードッグ利用報告書の提出
- ・ モンキードッグ利用中止届の提出

○モンキードッグ養成訓練実施主体(市町・協議会)

- ・ 集落における周知及び合意形成
- ・ モンキードッグ養成訓練参加者の募集
- ・ モンキードッグ地元説明会の実施
- ・ モンキードッグ養成研修の実施
- ・ 服従訓練成果測定テストの実施
- ・ モンキードッグ認定書の発行
- ・ モンキードッグ利用開始(継続)届の提出(協議会が市町に提出)
- ・ モンキードッグ認定状況報告書の提出
- ・ 服従訓練成果測定テストの実施・合格証の発行
- ・ モンキードッグ認定取消の通知

○警察犬訓練所等(犬の訓練士)

- ・ モンキードッグの適性確認
- ・ モンキードッグの訓練(再訓練)

○県農林水産政策課・鳥獣被害相談センター等

- ・ モンキードッグ養成に関する情報収集・提供
- ・ 服従訓練成果テストへの協力
- ・ モンキードッグの利用状況等のとりまとめ